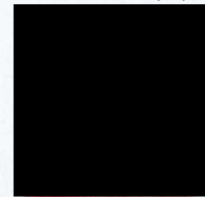
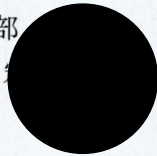


令和6年 7月22日

石川労働局長  
八木 健一 殿



金沢市神田 2-3-13  
セン石川県支部  
支部長 秋 葉



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出するものが代表する基本的労働者の範囲

石川県において、綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業を営む使用者に使用される労働者 1,963名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金改正の改定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使の労働協約適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

(1) 現在適応されている法定最低賃金額 時間額 782円(933円)

(2) 労使合意を得た適応を受けるべき労働者数 令和6年7月現在 1,081名

(3)  $\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 } 1,081}{\text{上記2を営む使用者に使用されている労働者数 } 1,963} = 55.07\%$

(4) 労働協約の賃金の最も低い額 1,000円/時間

5. 添付書類

(1) 当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使協定の写し

(2) 当該特定最低賃金の改定を求める労働者側の合意書(委任状)

(3) 当該特定最低賃金の改定を求める使用者側の合意書(委任状)

(4) 当該特定最低賃金の改定を求める関係労使の事業所と関係労使の合意書および当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

(5) 当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使の事業所の所定労働時間等

以上



令和6年度 綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他紡績、染色整理、網、漁網、網地製造業 特定最賃改定に関する資料④

当該特定最低賃金の改定を求める関係労使の事業所と関係労使の合意書および当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

番号	改定に合意している労働組合名および事業所名	事業所の所在地	労働協約	労働組合の合意書 (委任状)	当該使用者の合意書 (委任状)	組合員数
1	小松マテール労働組合	能美市浜町ル95	有	有		750
2	アツプティエユニオン	金沢市古府町南459	有	有		23
3	アツプティエ株式会社	同上	有		有	
4	ホクモウ労働組合	石川県かほく市上山田ラ1-2	有	有		97
5	尾張整染労働組合	能美市大浜町コ141	有	有	有	81
6	尾張整染株式会社石川工場	同上	有			
7	シコー労働組合	白山市湊町井1-83	有	有		21
8	株式会社シコー	同上	有		有	
9	テックワン労働組合	能美市浜町ヌ161-4	有	有		77
10	テックワン株式会社	同上	有		有	
11	北日本紡績労働組合	白山市福留町201番地1	有	有		32
12	北日本紡績株式会社	同上	有		有	
						1081

当該特定最賃の改定を求める事業所および関係労使の合意書とその基幹的労働者の概数

番号	改定に合意している労働組合名および事業所名	事業所の所在地	労働組合の合意書 (委任状)	当該使用者の合意書 (委任状)	組合員数
1	創和テキスタイル労働組合	羽咋市本江町ヌ8番地	有		99
2	オクテックス労働組合	小松市四丁町ホ48-1	有		25
3	株式会社オクテックス	同上		有	
4	能任七労働組合	かほく市遠塚ニ20	有		20
5	株式会社能任七	同上		有	
6	北国合織株式会社	能美市吉原釜屋町721-1	有		25
7	北国合織労働組合	同上		有	
8	前多工業労働組合	能美市中町レ67-1	有		18
9	前多工業株式会社	同上		有	
10	テクノウイン労働組合			有	
11	カジナイロン労働組合	金沢市梅田町ハ-48	有		78
12	帝人FK労働組合	小松市今江町6丁目349番地	有		120
					385

令和6年度 綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他紡績、染色整理、網、漁網、網地製造業 特定最賃改定に関する資料⑤

当該特定最低賃金の改定を定める関係産業労使の事業所の所定労働時間等

番号	組合名	(18歳)高卒初任給	換算時間額	年間所定労働時間	月間所定労働時間
1	小松マテール労働組合	182,400	1,158	1890.00	
2	アップティエユニオン	165,500	1,005	1976.25	164.69
3	ホクモウ労働組合	171,900	1,040	1984.00	
4	尾張整染労働組合	178,000	1,093	1955.00	162.92
5	シコー労働組合	161,000	1,000	1932.00	161.00
6	テックファン労働組合	175,000	1,102	1905.00	158.75
7	北日本紡績労働組合	168,000	1,050	1920.00	

綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の改正申出審査結果表

労働協約ケース

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考		
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所 属 事 業 場 数 (産業)	基幹的 労働者数			
申出事項	石川県	E111 紡績業 但しE1111~1113、 1117、1118を除く E114 染色整理業 但しE1144、1145 を除く E1151 網製造業 E1152 魚網製造業 E1153 網地製造業 (魚網を除く) L7282 純粋持株会社	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、 糸切り、糸継ぎ、糸巻き替え、かせ取り、経通し、 管巻き、検反、検品、篠替え、玉揚げ、台掃除、染 色・精練の準備、綱・網の製造又はその他の補助作 業の業務に主として従事する者 (5) 賄い、軽易な運搬又は下回り等の雑役の業務に主と して従事する者 を除く	E111	1	E111	1	32	55.07%
				E114	5	E114	5	952	
				E115	1	E115	1	97	
				L7282	0	L7282	0	0	
				計	6	計	6	計 1,081	
審査結果	同上	同 上	適用労働者数（基幹的労働者数）  1,963人 (推定)	E111	1	E111	1	32	
				E114	5	E114	5	952	
				E115	1	E115	1	97	
				L7282	0	L7282	0	0	
				計	7	計	7	計 1,081	
新産別最賃 の運用方針 (要旨)			新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている 場合に行われるものであること。						
61.2.14 中賃答申			参考	1,963	÷	3	≒	654	
				1,081	÷	1,963	≒	55.07%	

2024年7月26日

石川労働局長  
八木健一 殿

JAM  
石川県  
執行委員長 呂崎 敏

## 申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定を求める申出を行なうことに合意し、下記のとおり申出る。

### 記

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者24,642名
- 2 改正の決定を申出る最低賃金の件名  
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金
- 3 申出の内容  
上記2の最低賃金の改正決定を求める。  
なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由  
申出産業においては、同種の基幹的労働者について次のとおり産業別最低賃金の決定を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金 = 1,000円/時

◆合意を得た適用受けるべき労働者 2024年7月時点 10,982名

◆合意率  $\frac{10,982}{24,642} = 44.57\%$

### 5 添付書類

- (1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
- (2)組織における合意を表す機関決定の写。
- (3)申出合意および委任状。
- (4)労働組合員以外の労働者の個人署名。 ※今回は提出しません。
- (5)石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金事業所数と労働者数の概要および改正に合意する者の概数。
- (6)公正競争ケース申請における疎明資料。



石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の決定に合意する者の数および事業所内訳

令和6年7月現在

	事業所名	産業分類	労働組合名	合意別分類	協定時間額	合意する者の数	備考
1	石川製作所	E263	石川製作所	労働協約	1,055	277	
2	大日製作所	E291	大日製作所	組合決議		128	
3	高井製作所	E264	高井製作所	組合決議		50	
5	中部機械製作所	E264	中部機械	組合決議		9	
6	津田駒工業	E263	津田駒工業	労働協約	1,060	739	
7	土肥研磨工業	E262	土肥研磨	組合決議		85	
9	福井鋳螺羽咋工場	E248	福井鋳螺羽咋支部	組合決議		31	
10	福井鋳螺加賀工場	E248	福井鋳螺	組合決議		58	
11	北都鉄工	E253	北都鉄工	組合決議		26	
12	北陸プレス工業	E245	北陸プレス工業	組合決議		31	
13	NTN宝達志水製作所	E259	NTN宝達志水製作所	組合決議		58	
14	共和電機工業	E291	共和電機工業	組合決議		182	
15	コマツ産機	E262	コマツ産機ユニオン	労働協約	1,200	353	
16	NTN能登製作所	E264	NTN能登製作所	組合決議		131	
17	板尾鉄工所	E262	板尾鉄工所	組合決議		183	
18	江沼チェン製作所	E253	江沼チェン製作所	組合決議		120	
19	村田機械加賀工場	E263	村田機械労組加賀支部	労働協約	1,264	280	198,000÷156.66H/月
20	共和工業所	E248	共和工業所	組合決議		256	
21	小松シャリング	E262	小松シャリング	組合決議		168	
22	小松高田製作所	E262	小松高田製作所	組合決議		80	
23	小松製作所栗津工場	E262	コマツユニオン北陸支部	労働協約	1,200	2,794	
24	小松製作所金沢工場	E269	コマツユニオン北陸支部	労働協約	1,200	414	
25	コマテック	E262	コマテック	組合決議		112	
26	昭和精工	E269	昭和精工	組合決議		21	
27	大同工業	E253	大同工業	労働協約	1,040	975	
28	ダイワ	E262	ダイワ	組合決議		26	
29	武田工業所	E262	武田工業所	組合決議		23	
30	テックキタ	E260	テックキタ	組合決議		6	
31	東振精機	E259	東振	労働協約	1,087	442	174,970÷161.04H/月
32	東振テクニカル	E259	東振	労働協約	1,087	65	174,970÷161.04H/月
33	東野産業	E259	東野産業	組合決議		113	
35	根上シブヤ	E266	根上シブヤ	組合決議		43	
36	富士MFG	E253	富士MFG	労働協約	1,104	34	178,800円÷162H/月
37	南鉄工所	E262	南鉄工所	組合決議		52	
39	大同テクノ	E253	大同テクノ	労働協約	1,040	190	167,200円÷160.7H/月
40	澁谷工業	E264	シブヤグループ従業員会	労働協約	1,270	2,141	
41	本多製作所	E266	本多製作所	組合決議		28	
42	オリエンタルチェン工業	E253	オリエンタルチェン工業	組合決議		130	
43	富士精工本社	E249	富士精工	組合決議		128	
				合計		10,982	
				適用労働者数		24,642	合意率分母
				合意率		44.57%	10982÷24642
				最低必要人数		7,393	適用労働者数の1/3
				協定締結従業員数		8,704	
				協定率		35.32%	8704÷24642

金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の決定申出審査結果表

公正競争ケース

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 企業数 (産業)	基幹的 労働者数	
申出事項	石川県	E240 管理、補助的活動を行う事業所 E245 金属素形材製品製造業 但しE2453除く E248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等 製造業 E249 その他の金属製品製造業 但しE2499のうち打ちはく製造業除く E252 ポンプ・圧縮機器製造業 E253 一般産業用機械・装置製造業 但しE2532家庭用エレベーター製造業、 E2535除く E259 その他のはん用機械・同部分品製造業 E260 管理、補助的経済活動を行う事業所 E2611 農業用トラクタ製造業 E262 建設用機械・鉱山機械製造業 但しE2621のうち建設用ショベルトラック製造業 E2922のうち車両電気配線装置製造業を除く E263 繊維機械製造業 但しE2635のうち工業用ミシ製造業、家 庭用ミシ製造業、毛糸手編機械製造業 (同附属品製造業を含む) 除く E264 生活関連産業用機械製造業 E265 基礎素材産業用機械製造業 E266 金属加工機械製造業 E267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装 置製造業 E269 その他の生産用機械・同部分品製造業 E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具 製造業 E292 産業用電気機械器具製造業 但し車両用電気配線装置製造業(ハー ネス製造業) 除く L7282 純粋持株会社	左の事業を営む使用者に使用される労働者  但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操 作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰 め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又 は取付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で 行う業務を除く。)に主として従事する者  を除く	E 240 0 E 245 1 E 248 3 E 249 1 E 252 0 E 253 6 E 259 4 E 260 1 E 2611 0 E 262 10 E 263 3 E 264 4 E 265 0 E 266 2 E 267 0 E 269 2 E 291 2 E 292 0 L7282 0	E 240 0 E 245 1 E 248 3 E 249 1 E 252 0 E 253 6 E 259 4 E 260 1 E 2611 0 E 262 10 E 263 3 E 264 4 E 265 0 E 266 2 E 267 0 E 269 2 E 291 2 E 292 0 L7282 0	0 31 345 128 0 1,475 678 6 0 3,876 1,296 2,331 0 71 0 435 310 0 0	44.57%
				計 39	計 39	計 10,982	
審査結果	同上	同 上	適用労働者数(基幹的労働者数)  24,642人 (推定)	E 240 0 E 245 1 E 248 3 E 249 1 E 252 0 E 253 6 E 259 4 E 260 1 E 2611 0 E 262 10 E 263 3 E 264 4 E 265 0 E 266 2 E 267 0 E 269 2 E 291 2 E 292 0 L7282 0	E 240 0 E 245 1 E 248 3 E 249 1 E 252 0 E 253 6 E 259 4 E 260 1 E 2611 0 E 262 10 E 263 3 E 264 4 E 265 0 E 266 2 E 267 0 E 269 2 E 291 2 E 292 0 L7282 0	0 31 345 128 0 1,475 678 6 0 3,876 1,296 2,331 0 71 0 435 310 0 0	
新産別最賃 の運用方針 (要旨)			事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であるとして、当該最低賃金の 適用を受ける労働者の概ね3分の1以上のものの合意により申出が行われるもの。				
61.2.14 中賃答申			参考	24,642 ÷ 3 = 8,214 10,982 ÷ 24,642 = 44.57%			

2024年7月26日

石川労働局長  
八木健一殿

JAM  
石川県  
執行委

### 申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定を求める申出を行なうことに合意し、下記のとおり申出る

#### 記

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
石川県において、自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者3,601名
- 2 改正の決定を申出る最低賃金の件名  
石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金
- 3 申出の内容  
上記2の最低賃金の改正決定を求める。  
なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。  
  
◆現在適用されている法定最低賃金 = 1,000円/時  
  
◆最も低い労働協約の賃金額 = 1,063円/時  
  
◆賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,773名  
  
◆労働協約率  $\frac{1,773}{3,601} = 49.24\%$
- 5 添付書類  
(1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。  
(2)申出合意および委任状。  
(3)石川県における自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業の事業所数と労働者の概要および労働協約の適用労働者の概数。



以上



石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定に  
合意する者の数および事業所内訳

令和6年7月現在

事業所名	産業分類	労働組合名	合意別分類	協定時間額	合意する者の数	備考
1 月星製作所	E3191	月星製作所	組合決議		229	
2 トランテックス	E311	トランテックス	労働協約	1,105	803	177,900円÷160.9H/月
3 ジェイ・バス	E311	ジェイバス小松支部	労働協約	1,063	682	171,000円÷160.97H/月
4 セリオ	E311	セリオ	組合決議		59	
			合計		1,773	
			内 協定者数		1,485	
			適用労働者数		3,601	合意率分母
			合意率		49.24%	1773÷3601
			最低必要人数		1,080	適用労働者数の1/3
			協定率		41.24%	1485÷3601

自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業関係最低賃金の改正申出審査結果表

労働協約ケース

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考		
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 企業数 (産業)	基幹的 労働者数			
申出事項	石川県	E310 管理、補助的活動を行う 事業所	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操 作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰 め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又 は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中 で行う業務を除く。）に主として従事する者 を除く	E310	0	E310	0	0	49.24%
		E311 自動車・同附属製造業		E311	3	E311	3	1,544	
		E3191 自転車・同部分品製造業		E3191	1	E3191	1	229	
		L7282 純粋持株会社		L7282	0	L7282	0	0	
				計	4	計	4	計 1,773	
審査結果	同上	同 上	同 上	E310	0	E310	0	0	適用労働者数（基幹的労働者数）  3,601人 (推定)
				E311	2	E311	2	1,485	
				E3191	0	E3191	0	0	
				L7282	0	L7282	0	0	
				計	2	計	2	計 1,485	
新産別最賃 の運用方針 (要旨)			新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている 場合に行われるものであること。						
61.2.14 中賃答申				参考					
				3,601	÷	3	≒	1,200	
				1,485	÷	3,601	≒	41.24%	

令和6年7月25日

石川労働局長  
八木 健一 様

石川県電気機械器具製造業最低賃金事務局  
石川県金沢市西念3丁目3番5号  
全日本電機・電子・情報関連産業  
労働組合連合会 協議会  
議長 貴

## 申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

11,346名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次にあげる者は除く。

- (1) 18歳未満または65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6か月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃または片付けの業務に主として従事する者

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記3項の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。



5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

$$\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数}}{\text{1項の基幹的労働者数}} = \frac{4,168 \text{ 名}}{11,346 \text{ 名}} = 36.7\%$$

〔	最も低い労働協約の賃金額	=	1,076 円/時間額	〕
	現在、適用されている法定最低賃金額	=	963 円/時間額	

6. 添付書類

- ①労働協約 適用最低賃金
- ②労働協約 適用労働者数
- ③労働協約の写
- ④所定労働時間数および所定労働日数
- ⑤申出合意書および委任状

以 上

令和6年 労働協約 適用最低賃金

(単位：円)

No.	産業分類	労働組合名	時間額	月額
1	E281	石川サンケン労働組合	1,112	175,000
2	E303	P F U労働組合	1,208	181,000
3	E281	加賀東芝エレクトロニクス労働組合	1,166	180,000
4	E281	ジャパンディスプレイ労働組合石川支部	<u>1,198</u> <sup>*1</sup>	186,500
5	E29	小松電子労働組合	1,101	179,000
6	E303	富士通 I Tプロダクツ労働組合	1,203	185,000
7	E294	かがつう労働組合	1,076	<u>173,268</u> <sup>*2</sup>
8	E29	パナソニックコネク ト労働組合 PA 支部	<u>1,200</u> <sup>*3</sup>	184,500
9	E29	ハクイ村田製作所労働組合	<u>1,158</u> <sup>*4</sup>	181,000
		最低金額（計算値は除く）	1,076	175,000
		最高金額（計算値は除く）	1,208	186,500
		平均（9組合単純平均）	1,158	180,585

注：金額は、協定書に記載された金額。平均は、各組合の値の単純平均。最高金額、最低金額は、計算値（下記）は除く。

※1は、最低賃金月額×12か月と年間所定時間（1867.75時間）から算出。

※2は、最低賃金時間額と月間所定時間（161.03時間）から算出。

※3は、最低賃金月額×12か月と年間所定時間（1844.5時間）から算出。

※4は、最低賃金月額×12か月と年間所定時間（1875.5時間）から算出。

合意する者の使用者内訳

令和6年 労働協約 適用労働者数

(単位：人)

No.	産業分類	上段：使用者名／下段：労働組合名	適用労働数
1	E281	石川サンケン株式会社 石川サンケン労働組合	1,034
2	E303	株式会社P F U P F U労働組合	1,157
3	E281	加賀東芝エレクトロニクス株式会社 加賀東芝エレクトロニクス労働組合	866
4	E281	株式会社ジャパンディスプレイ ジャパンディスプレイ労働組合石川支部	356
5	E29	小松電子株式会社 小松電子労働組合	160
6	E303	株式会社富士通 I Tプロダクツ労働組合 富士通 I Tプロダクツ労働組合	25
7	E294	かがつう株式会社金沢工場 かがつう労働組合	211
8	E29	パナソニックコネク ト株式会社 パナソニックコネク ト労働組合 PA 支部	60
9	E29	株式会社ハクイ村田製作所 ハクイ村田製作所労働組合	299
		合 計	4,168

申出事項	地域	産業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備考		
				申出労働組合数 (合意を含む)	所属事業場数 (産業)	基幹的労働者数			
申出事項	石川県	E281 電子デバイス製造業	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰め等の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 を除く	E281	3	E281	3	2,256	36.74%
		E282 電子部品製造業		E282	0	E282	0	0	
		E283 記録メディア製造業		E283	0	E283	0	0	
		E284 電子回路製造業		E284	0	E284	0	0	
		E285 ユニット部品製造業		E285	0	E285	0	0	
		E289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		E289	0	E289	0	0	
		E290 管理、補助的経済活動を行う事業所（E293・E296に限る）		E290	0	E290	0	0	
		E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		E291	3	E291	3	519	
		E293 民生用電機機械器具製造業		E293	0	E293	0	0	
		E294 電球・電気照明器具製造業		E294	1	E294	1	211	
		E296 電子応用装置製造業		E296	0	E296	0	0	
		E301 通信機械器具・同関連機械器具製造業		E301	0	E301	0	0	
		E302 映像・音響機械器具製造業		E302	0	E302	0	0	
		E303 電子計算機・同付属装置製造業		E303	2	E303	2	1,182	
L7282 純粹持株会社	L7282	0	L7282	0	0				
		計	9	計	9	計	4,168		
審査結果	同上	同上	同上	E281	3	E281	3	2,256	
				E282	0	E282	0	0	
				E283	0	E283	0	0	
				E284	0	E284	0	0	
				E285	0	E285	0	0	
				E289	0	E289	0	0	
				E290	0	E290	0	0	
				E291	3	E291	3	519	
				E293	0	E293	0	0	
				E294	1	E294	1	132	
				E296	0	E296	0	0	
				E301	0	E301	0	0	
				E302	0	E302	0	0	
				E303	2	E303	2	1,171	
				L7282	0	L7282	0	0	
				計	9	計	9	計	4,078
新産別最賃の運用方針 (要旨)		新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に行われるものであること。							
61.2.14 中賃答申				参考	11,346	÷	3	≒	3,782
					4,078	÷	11,346	≒	35.94%

石川労働局長  
八木健一 殿

2024年7月22日

石川労働局 石川県支部

石川県金沢市神田 2-3-18

支部長 秋葉

## 申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県百貨店、総合スーパー最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

### 記

1. 申出するものが代表する基本的労働者の範囲

石川県において、百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者 4,282名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

「石川県百貨店、総合スーパー最低賃金」

3. 申出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

(1) 現在適応されている法定最低賃金額 時間額 950円

(2) 合意を得た適応を受けるべき労働者数 令和6年7月現在 2,799名

(3) 合意率  $\frac{2,799}{4,282} = 65.4\%$

5. 添付書類

- (1) 賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写し
- (2) 組織における合意を表す機関決定（決議書）の写し
- (3) 申出合意及び委任状の写し
- (4) それぞれの合意の効力が及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、および当該地域内の組織一覧。



以 上



令和6年度 石川県百貨店、総合スーパー最低賃金改定申し入れ 《疎明資料》

労使協定における最低賃金の内容と所定内労働時間

組合名	(18歳)高卒初任給	最低月額	最低日額	最低時間額	換算時間額	年間所定労働時間	月間所定労働時間(1日)
全大和労働組合	170,000	170,000	7,250	1,000		1,960.75h	163.4h (7.4167h/日)
全ユニ労働組合	190,000	190,000	9,121	1,140		2,000h	166.64h (8.00h/日)
イオンリテールワーカーズユニオン	201,000	191,000	9,550	1,194	1,194	1,920h	160h (8.00h/日)
平和堂労働組合	190,000	190,000	9,179	1,149	1,149	1,984h	165.33h (8.00h/日)

企業間の賃金格差は上記の通りである。よって公正競争を確保する点でも産業別最低賃金の改正が必要である。

百貨店、総合スーパー最低賃金の改正に関する疎明資料(令和6年度)

番号	申出を行った労働組合の名称	事業所(店舗)の名称	事業所の所在地	産業	分類	組合員数		
1	イオンリテールワーカーズユニオン	イオン もりの里店	金沢市もりの里1-70	総合スーパー	I561	236		
		イオン 小松店	小松市平面町ア69	総合スーパー	I561	151		
		イオン 松任店	白山市平松町102-1	総合スーパー	I561	212		
		イオン 加賀の里店	加賀市上川崎町47-1	総合スーパー	I561	228		
		イオン 金沢店	金沢市福久町6街区18番	総合スーパー	I561	147		
		イオン 野々市南店	野々市市上林4-747	総合スーパー	I561	117		
		イオンスタイルかほく	かほく市内日角タ25	総合スーパー	I561	284		
		イオンスタイル御経塚	野々市市御経塚2-92	総合スーパー	I561	108		
		イオンスタイル新小松	小松市清六町315番地	総合スーパー	I561	295		
		イオンスタイル白山	白山市横江町5001番地	総合スーパー	I561	305		
		2	全大和労働組合	大和 香林坊店	金沢市香林坊1-1-1	百貨店	I560	164
				アピタ 金沢店	金沢市中村町10-20	総合スーパー	I561	143
		3	全ユニー労働組合	アピタ 松任店	白山市幸明町280	総合スーパー	I561	120
ユーストア 金沢ベイ店	金沢市無量寺4-56			総合スーパー	I561	56		
ピアゴ 白山店	白山市倉光5-14			総合スーパー	I561	51		
北陸事務所	白山市幸明町280 アピタ松任店3F			総合スーパー	I561	21		
アルブラザ小松	小松市園町八23番地1			総合スーパー	I561	28		
4	平和堂労働組合	アルブラザ金沢	金沢市諸江町30番1号	総合スーパー	I561	44		
		アルブラザ鹿島	鹿島郡中能登町井田と部1番地1	総合スーパー	I561	17		
		アルブラザ加賀	加賀市作見町ル25番1	総合スーパー	I561	25		
		アルブラザ津幡	河北郡津幡町北中条1丁目1番地	総合スーパー	I561	24		
		アルブラ フーズマーケット大河南	金沢市大河南西2丁目15番地	総合スーパー	I561	16		
		フレンドマート野々市	野々市市二日市4丁目143番地	総合スーパー	I561	7		
							2799	

百貨店、総合スーパー最低賃金の改正申出審査結果表

労働協約ケース

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 事業場数 (産業)	基幹的 労働者数	
申出事項	石川県	I560 管理、補助的経済 活動を行う事業所 I561 百貨店、総合スーパー	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 を除く	I560 1 I561 3 計 4	I560 1 I561 22 計 23	164 2,635 計 2,799	65.37%
審査結果	同上	同 上	同 上  適用労働者数（基幹的労働者数）  4,282人 (推定)	I560 1 I561 4 計 5	I560 1 I561 22 計 23	21 2,778 計 2,799	
新産別最賃 の運用方針 (要旨)  61.2.14 中賃答申		新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に 行われるものであること。  参考 $4,282 \div 3 = 1,427$ $2,799 \div 4,282 = 65.37\%$					